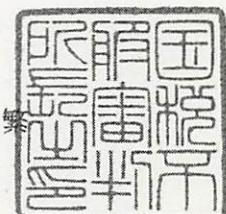


裁 決 書

関裁(所)令5第12号

令和5年11月28日

国税不服審判所長 伊藤 繁



審査請求人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

原処分庁 [REDACTED]

原 処 分 [REDACTED]

令和4年3月29日付でされた平成30年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分並びに重加算税の賦課決定処分（重加算税の賦課決定処分については、令和4年11月22日付でされた再調査決定により無申告加算税相当額を超える部分が取り消された後のもの）

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が行った暗号資産の譲渡等に係る所得について、原処分庁が雑所得に該当するとして所得税等の更正処分等を行つ

たのに対し、請求人が、雑所得として課税された取引とは別の暗号資産及び不動産投資に関連した商品等の売却を行ったことにより損失が発生しているから、これらの損失の金額を更正処分等における雑所得の金額から差し引くべきであるとして、原処分の一部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

イ 国税通則法（以下「通則法」という。）第66条《無申告加算税》第1項本文及び同項第2号は、期限後申告書の提出があった後に更正があった場合には、当該納税者に対し、当該更正に基づき納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する旨規定し、同項ただし書は、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、無申告加算税を課さない旨規定している。

また、通則法第66条第2項は、同条第1項に規定する納付すべき税額（同項第2号の更正があったときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

ロ 所得税法第35条《雑所得》第2項本文及び同項第2号は、雑所得の金額は、その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨規定している。

ハ 所得税法第36条《収入金額》第1項は、その年分の各種所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨規定している。

ニ 所得税法第37条《必要経費》第1項は、その年分の事業所得の金額又は雑所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等に係るものを除く。）等の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨規定している。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、暗号資産を保管するための電子媒体（以下、当該電子媒体を単に「ウォレット」という。）に、別表1記載の各暗号資産を格納したことを前提に（以下、請求人が格納したと主張する各暗号資産を「本件各暗号資産」という。）、請求人の前夫である [REDACTED]（以下「本件前夫」という。）との間で、当該各ウォレットのID及びパスワードを本件前夫に引き渡すことによって本件各暗号資産を売り渡すこと（以下、当該取引により本件前夫に引き渡すこととされたウォレットを「本件各ウォレット」という。）、本件各暗号資産を本件前夫が10万円で買い受けること、及び、本件各暗号資産に係る本件各ウォレット、そのID及びパスワードの引渡日を平成30年12月16日（以下、便宜上、「本件各暗号資産約定引渡日」という。）とすることをそれぞれ記載した売買契約書（以下、便宜上、当該売買契約書を「本件各暗号資産取引契約書」といい、本件各暗号資産取引契約書に係る取引を「本件各暗号資産取引」という。なお、本件各暗号資産取引の存否については争いがある。）を平成30年12月16日付で作成した。

また、本件各暗号資産取引契約書の別添内訳書には、①本件各暗号資産の種類が請求人の購入日付とともに記載され、②請求人が本件各暗号資産の購入に当たり支払った各金額及びそれらの合計額が17,679,654円であることが記載されていた。

ロ 請求人は、本件前夫との間で、本件各暗号資産について、本件各ウォレット、そのID及びパスワードを請求人から本件前夫に本件各暗号資産約定引渡日に引き渡したことを確認する旨を記載した「確認書」と題する書面（以下「本件各暗号資産取引確認書」という。）を令和4年12月18日付で作成した。

ハ 請求人は、海外不動産に関する投資事業（以下「本件事業」という。）に関連して商品に金員を拠出するとともに、当該商品に関して費用を支出したことを前提に（以下、請求人が本件事業に関連して金員を拠出したと主張する商品及び支出した費用を併せて「本件商品等」という。なお、本件商品等の内訳は、別表2記載のとおりである。）、本件事業を請求人に紹介した [REDACTED]（以下「本件紹介者」という。）との間で、本件商品等を本件紹介者に売り渡すこと、本件商品等を本件紹介者が100万円で買い受けること、及び、本件商品等の引渡日を平成30年12月

5日（以下、便宜上、「本件商品等約定引渡日」という。）とすることをそれぞれ記載した売買契約書（以下、便宜上、当該売買契約書を「本件商品等取引契約書」と、本件商品等取引契約書に係る取引を「本件商品等取引」と、本件商品等取引と本件各暗号資産取引と併せて「本件各取引」とそれぞれいう。なお、本件商品等取引の存否については争いがある。）を平成30年12月5日付で作成した。

また、本件商品等取引契約書の別添内訳書には、①請求人が売り渡す [REDACTED] 及び附帯する権利の内訳として施設使用料も含めた8件が記載され、②請求人が本件商品等の購入に当たり支払った金額及びそれらの合計額が39,247,010円であることが記載されていた。

ニ 請求人は、本件紹介者との間で、本件商品等について請求人から本件紹介者に本件商品等約定引渡日に引き渡したことを確認する旨を記載した「確認書」と題する書面（以下「本件商品等取引確認書」という。）を令和4年12月19日付で作成した。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、確定申告書に平成30年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について別表3の「確定申告」欄のとおり記載して、令和3年1月22日に申告した。

ロ 原処分庁は、これに対し、請求人に暗号資産の取引に係る所得（以下「本件所得」という。）があり、これが雑所得に該当するとして、令和4年3月29日付で別表3の「更正処分等」欄のとおり更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び重加算税の賦課決定処分（以下「本件重加算税賦課決定処分」という。）をした。

なお、本件更正処分において、本件各暗号資産の取引に係る所得は含まれていなかった。

ハ 請求人は、本件各取引に係る総収入金額から必要経費を控除することにより生じる損失が本件更正処分に含まれていないことなどを不服として、令和4年6月27日に再調査の請求（以下「本件再調査請求」という。）をしたところ、再調査審理庁は、令和4年11月22日付で、別表3の「再調査決定」欄のとおり、本件更正処分については棄却し、本件重加算税賦課決定処分については無申告加算税相当額を超える部分を取り消す再調査決定をした（以下、再調査決定後の本件重加

算税賦課決定処分を「本件賦課決定処分」と、本件更正処分と本件賦課決定処分を併せて「本件更正処分等」とそれぞれいう。)。

なお、本件所得の金額が [] (別表4の「再調査認定額」欄) であることについて、当事者間に争いはない。

ニ 請求人は、本件更正処分等に不服があるとして、令和4年12月20日に審査請求をした。

2 争点

- (1) 本件各取引がなかったか否か（具体的には、本件各取引が存在しないことを前提に、請求人の平成30年分の所得の金額を計算すべきか否か。）（争点1）。
- (2) 平成30年分の所得税等に係る確定申告書の提出が法定申告期限までになかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否か（争点2）。

3 争点についての主張

- (1) 争点1（本件各取引がなかったか否か（具体的には、本件各取引が存在しないことを前提に、請求人の平成30年分の所得の金額を計算すべきか否か。））について

原 处 分 庁	請 求 人
以下の各点に照らせば、本件各取引がなかったといえるから、本件各取引から各損失が生じたとはいはず、本件各取引に係る所得が雑所得か否かを検討するまでもなく、これらの損失が生じたことを前提として、請求人の平成30年分の雑所得の金額を計算すべきとはいえない。	以下の各点に照らせば、本件各取引はあったところ、本件各暗号資産取引については18,647,189円（本件前夫への売却価額10万円から本件各暗号資産の取得価額18,747,189円を控除した金額）、本件商品等取引については48,427,010円（本件紹介者への売却価額100万円から本件商品等の取得価額49,427,010円を控除した金額）の各損失が生じた。 そして、本件各暗号資産取引は、事業的規模で行われておらず、本件商品等取引の内容は、事業所得及び譲渡所

原処分序	請求人
<p>イ 本件各暗号資産取引について</p> <p>請求人は、本件各暗号資産取引契約書に記載された本件各ウォレットその他実際の取引が明らかとなる証拠を提示又は提出しないから、請求人が本件各暗号資産取引によって本件前夫に売却したとする本件各暗号資産の内容が明らかとならない。</p> <p>また、請求人が提出した本件各暗号資産の取得価額に関して、請求人が本件各暗号資産を売主から直接購入したことを裏付けるやり取り等の証拠は、本件各暗号資産に係るものであるか明らかではない。</p> <p>さらに、本件各暗号資産約定引渡日である平成30年12月16日の時点における本件各暗号資産の時価も不明であるほか、本件前夫に対する本件各暗号資産の売却価額を10万円と決定した過程も明らかでなく、請求人はこの点について特段の説明をして</p>	<p>得を生ずるものではなく、本件各取引に係る所得が雑所得以外の所得に該当するともいえないから、本件各取引に係る所得は、いずれも雑所得である。</p> <p>したがって、上記各損失を踏まえて、請求人の平成30年分の雑所得の金額を計算すべきである。</p> <p>イ 本件各暗号資産取引について</p> <p>請求人は、本件各暗号資産約定引渡日に本件各暗号資産を本件各ウォレットに格納した状態で本件前夫に引き渡しており、本件各暗号資産取引に関しては、いわゆる処分証書である本件各暗号資産取引契約書が、また、本件各暗号資産の引渡しの事実を明らかにする本件各暗号資産取引確認書がそれぞれ存在するところ、これらは真正に成立しており、本件各暗号資産を売主から直接購入したことを裏付けるやり取り等の証拠も存在する上、原処分序は本件各暗号資産の購入及び売却の事実を認めているから、請求人は、本件各暗号資産を購入して本件前夫に売却し、その結果、売却損が生じたといえ、かかる売却損を請求人の平成30年分の雑所得の金額の計算において考慮しないことは、所得税法第35条</p>

原処分庁	請求人
<p>いない。</p> <p>加えて、請求人は、約2年7か月にわたる調査において、本件各暗号資産取引に関する証拠を提示又は提出していなかったところ、本件再調査請求の際に本件各暗号資産取引契約書を証拠として提出しており、このような経緯は不自然であるから、本件各暗号資産取引契約書は、その記載内容のとおりの法律行為の存在を示す証拠であるとは直ちに判断できない。</p>	<p>第2項及び同法第37条第1項の規定に違反し、租税法律主義に違反する。なお、請求人は、調査において、原処分庁に対して、本件各暗号資産取引契約書及び取得原価表等を証拠として提出した。</p> <p>また、本件各暗号資産の時価及び売却価額に関する原処分庁の主張については、未上場の暗号資産の時価の特定が困難な状況下で、請求人が本件各暗号資産取引に当たって調査した本件各暗号資産の時価は約20万円であったが、本件前夫との交渉及び私法上の契約自由の原則に基づいて10万円を売却価額として合意したものであり、売却価額は合理的かつ適正なものであるから、その決定過程を理由に本件各暗号資産取引の存在を否定することはできない。</p>
<p>□ 本件商品等取引について</p> <p>請求人は、再調査審理庁の担当職員に対し、本件商品等に関する対価を支払った取引先から、本件商品等の内容を明らかにする書類等の交付を受けておらず、本件商品等が株式なのか、ホテルの一室を購入する権利なのか詳しくは不明であり、本件紹介者に対して本件商品等を引き渡</p>	<p>□ 本件商品等取引について</p> <p>請求人は、本件商品等約定引渡日に本件商品等を本件紹介者に引き渡しており、本件商品等取引に関しても、いわゆる処分証書である本件商品等取引契約書が、また、本件商品等の引渡しの事実を明らかにする本件商品等取引確認書がそれぞれ存在するところ、これらは真正に成立しており、本件商品</p>

原処分庁	請求人
<p>したことを確認できる書類等もない旨申述した。また、請求人は、本件商品等に関する契約書や権利証等は一切交付されておらず、請求人の支出した金員の運用方法についても説明できない旨主張した。以上のとおり、請求人は、本件商品等の性質や内容について具体的な証拠に基づいた説明をせず、本件商品等の取引内容を明らかにしていない。</p> <p>さらに、本件紹介者に対する本件商品等の売却価額を100万円と決定した過程も明らかでない上、請求人はこの点についても特段の説明をしていない。</p> <p>加えて、上記イにおける主張と同様に、請求人が本件再調査請求の際に本件商品等取引契約書を証拠として提出した経緯は不自然であり、本件商品等取引契約書は、その記載内容のとおりの法律行為の存在を示す証拠であるとは直ちに判断できない。</p>	<p>等の購入先及び支出金に関する証拠も存在する上、原処分庁は本件商品等の購入及び売却の事実を認めているから、請求人は、本件商品等を購入して本件紹介者に売却し、その結果、売却損が生じたといえ、かかる売却損を請求人の平成30年分の雑所得の金額の計算において考慮しないことは、所得税法第35条第2項及び同法第37条第1項の規定に違反し、租税法律主義に違反する。なお、請求人が、調査において、原処分庁に対して、本件商品等取引契約書等を証拠として提出したことは、上記イにおける主張と同様である。</p> <p>また、本件商品等の性質及び内容並びに売却価額に関する原処分庁の主張については、請求人としては本件商品等からの利益を見込んで資金を拠出したのみで、資金の運用は拠出先に委任していたから、運用内容等を説明することはできないものの、この点は、本件商品等取引の有無の判断とは別の事実関係であり、また、請求人は、本件紹介者との交渉及び私法上の契約自由の原則に基づいて100万円を売却価額として合意したものであり、原処分庁指摘の点を理由に本件商品等取引の存</p>

原処分庁	請求人
	在を否定することはできない。

(2) 争点2（平成30年分の所得税等に係る確定申告書の提出が法定申告期限までになかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否か。）について

請求人	原処分庁
請求人は、平成30年分の所得税等の法定申告期限が到来した時点で、概算で所得金額がマイナスとなり、所得税等の申告義務が生じないと認識していたために平成30年分の所得税等に係る確定申告書を法定申告期限までに提出しなかったのであって、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」がある。	平成30年分の所得税等に係る確定申告書を法定申告期限までに提出しなかったのは、平成30年分の雑所得の金額が生じないと認識していたためであるとの請求人主張の事情は、請求人における平成30年分の雑所得の金額の計算に当たっての単なる誤解にすぎず、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」があるとはいえない。

4 当審判所の判断

(1) 争点1（本件各取引がなかったか否か（具体的には、本件各取引が存在しないことを前提に、請求人の平成30年分の所得の金額を計算すべきか否か。）。）について
イ 本件各暗号資産取引について

(イ) 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

A 本件各暗号資産に関する事実

(A) 別表1の順号1、2、4、5、7、12及び13の各暗号資産

請求人は、別表1の本件各暗号資産のうち順号1、2、4、5、7、12及び13の各暗号資産を購入するための対価を支払った。

(B) 別表1の順号15及び18の各暗号資産

請求人は、別表1の本件各暗号資産のうち順号15及び18の各暗号資産について、暗号資産取扱事業者を介して、当該各暗号資産を購入するための

対価を支払った。そして、これらの各暗号資産は、各暗号資産発行業者から暗号資産取扱事業者に対して暗号資産が配付された後、暗号資産取扱事業者から、[REDACTED] が提供する請求人をユーザーとするウォレット（以下「[REDACTED]」という。）に送金することとされていたところ、このうち [REDACTED] 作成の「[REDACTED]」と題する書面（以下「本件送受信履歴」という。）によれば、順号18の暗号資産が送金されたのは、本件各暗号資産約定引渡日後の平成31年3月22日であり、順号15の暗号資産は、請求人による [REDACTED] 開設以降令和元年10月31日までの間、[REDACTED] に送金されていなかった。

(C) 別表1の順号16及び17の各暗号資産

請求人は、別表1の本件各暗号資産のうち順号16及び17の各暗号資産について、暗号資産取扱事業者を介して、当該各暗号資産を購入するための対価を支払った。そして、これらの各暗号資産は、各暗号資産発行業者から暗号資産取扱事業者に対して暗号資産が配付された後、暗号資産取扱事業者から、[REDACTED] に送金することとされていたところ、本件送受信履歴によれば、順号16及び17の各暗号資産は、本件各暗号資産約定引渡日までに [REDACTED] に送金された後、[REDACTED] に保管され、本件各暗号資産約定引渡日後の令和元年10月31日時点においても [REDACTED] に格納されたままであった。

B 請求人の申述状況等

請求人は、本件再調査請求の審理手続において、再調査審理庁の担当職員（以下「再調査担当職員」という。）に対し、令和4年9月22日の時点では、本件前夫に本件各暗号資産の所有権が移転したことの根拠となる事実について沈黙して回答しなかったが、同年10月6日、再調査担当職員に対し、本件前夫に対して本件各ウォレット、そのID及びパスワードを譲渡及び交付することによって本件各暗号資産を引き渡したもの、引渡しを確認できる書類等は存在しない旨申述した。

C 請求人の答述状況

請求人は、当審判所に対して、要旨次のとおり答述した。

(A) 本件各暗号資産取引に当たり、本件各暗号資産の価額を自ら評価したと

ころ、9万円程度であったことから、本件前夫に10万円で本件各暗号資産を売却することとし、本件各暗号資産約定引渡日において、本件前夫から10万円を現金で受領した。

(B) 本件各暗号資産の引渡しは、本件前夫に対し、本件各ウォレット、そのID及びパスワードを譲渡及び交付することによって行ったが、本件各ウォレットは、いずれもスマートフォンにアプリケーション（以下、単に「アプリ」という。）をダウンロードして使用するものであった。

そして、本件各ウォレットは、本件前夫がその場で本件各ウォレットのアプリをダウンロードして同期した後、私が同期を切断した上、本件前夫が秘密鍵を変更したため、私は本件各ウォレットにアクセスできなくなつた。

D 本件前夫の答述状況

本件前夫は、当審判所に対して、要旨次のとおり答述した。

(A) 本件各暗号資産19件（15種類）全てについて、本件各暗号資産約定引渡日に請求人から引渡しを受けた。

(B) 本件各暗号資産の引渡しについては、本件各暗号資産取引の当日に、本件各ウォレットのアプリをダウンロードし、請求人のIDや秘密鍵を入力して本件各ウォレットにログインした上で、本件各暗号資産全てが本件各ウォレットに格納されていることを自分の目で確認することによって行い、確認後、代金の10万円を現金で請求人に支払った。そして、帰宅後、本件各ウォレットのログインに必要となる秘密鍵を変更した。

(ロ) 検討

A 本件各暗号資産に係る個別の検討

(A) 別表1の順号1、2、4、5、7、12及び13の各暗号資産について
上記(イ)A(A)のとおり、別表1の順号1、2、4、5、7、12及び13の各暗号資産は、請求人が各暗号資産を購入するための対価を支払ったとは認められる。

しかしながら、上記(イ)A(B)及び(C)における別表1の順号16から18までの各暗号資産と異なり、順号1、2、4、5、7、12及び13の各暗号資産は、請求人の保有するウォレットに送金され、本件各暗号資産約定引渡日

に至るまでの間、請求人の支配下において管理保管されていた事実や、当該各暗号資産が本件各暗号資産約定引渡日において本件各ウォレットに格納された状態で本件前夫に引き渡された事実を示す証拠はない。

また、上記(イ)A(B)における別表1の順号15の暗号資産のように、請求人が購入のための対価を支払い、[REDACTED]に送金されるとされていてもかかわらず、実際には、約定に従った送金がされていないものが存在することからすると、順号1、2、4、5、7、12及び13の各暗号資産が、請求人に送金されていない可能性も十分あり得るというべきである。

これらによれば、別表1の順号1、2、4、5、7、12及び13の各暗号資産が、本件各暗号資産約定引渡日において本件各ウォレットに格納された状態で請求人から本件前夫に引き渡されたとは認められない。

(B) 別表1の順号15及び18の各暗号資産について

上記(イ)A(B)のとおり、別表1の順号15及び18の各暗号資産は、請求人が暗号資産取扱事業者を介して購入のための対価を支払ったものの、順号18の暗号資産は、本件各暗号資産約定引渡日の後である平成31年3月22日に[REDACTED]に送金され、順号15の暗号資産については、請求人による[REDACTED]開設以降令和元年10月31日までの間、[REDACTED]に送金されていなかった。

そうすると、請求人は、本件各暗号資産約定引渡日の時点でこれらの各暗号資産を取得し、請求人の支配下において管理保管していたとは認められないから、本件各暗号資産約定引渡日において、これらの各暗号資産を本件各ウォレットに格納することができたとも認められない。

これらによれば、別表1の順号15及び18の各暗号資産が、本件各暗号資産約定引渡日において本件各ウォレットに格納された状態で請求人から本件前夫に引き渡されたとは認められない。

なお、本件送受信履歴に記載された各暗号資産の送受信状況の正確性に疑義が生ずるような事情はない。

(C) 別表1の順号16及び17の各暗号資産について

上記(イ)A(C)のとおり、別表1の順号16及び17の各暗号資産は、請求人による購入のための対価の支払後、いずれも本件各暗号資産約定引渡日まで

に [REDACTED] に送金されたところ、それ以降、当該 [REDACTED]
[REDACTED] で保管され、本件各暗号資産約定引渡日の後である令和元年10月31
日時点においても [REDACTED] に格納されたままの状態であり、本
件各暗号資産約定引渡日の前後においてこれらの各暗号資産が [REDACTED]
[REDACTED] 以外の保管場所に移動したといった事情も認められない。

そうすると、請求人が、本件各暗号資産約定引渡日において、これらの
各暗号資産を [REDACTED] から移動して本件各ウォレットに格納し
たとは考え難い。

これらによれば、別表1の順号16及び17の各暗号資産が、本件各暗号資
産約定引渡日において本件各ウォレットに格納された状態で請求人から本
件前夫に引き渡されたとは認められない。

なお、本件送受信履歴に記載された各暗号資産の送受信状況の正確性に
疑義が生ずるような事情はないことは、上記(B)と同様である。

- (D) 別表1の順号3、6、8から11まで、14及び19の各暗号資産について
- a 別表1の順号3、6、8から11まで、14及び19の各暗号資産について
みると、請求人は、順号3の暗号資産を個人から購入したことを示す証
拠を提出するが、当該暗号資産を購入するための対価の支払を裏付ける
客観的な証拠はなく、当該暗号資産が未配付であるという内容のメッセ
ージも存在することからすれば、請求人提出の証拠を踏まえても、請
求人が当該暗号資産を購入するための対価を支出したとまでは認められ
ない。

また、順号6、14及び19の各暗号資産については、請求人の答述を踏
まえても、これらの各暗号資産を購入するための対価を支払ったことを
裏付ける客観的な証拠はなく、請求人が当該暗号資産を購入するための
対価を支出したとは認められない。

さらに、順号8から11までの各暗号資産については、請求人が現金を
送付したことに関する証拠はあるものの、その送付に関するメッセージ
のやり取りを踏まえても、請求人による現金の送付が、当該各暗号資産
の購入の対価であったとはいひ難く、請求人が当該各暗号資産を購入す
るための対価を支出したとまでは認められない。

これらの検討によれば、請求人が、別表1の順号3、6、8から11まで、14及び19の各暗号資産を購入するための対価を支出した事実が明らかとはいえない。

- b また、別表1の順号3、6、8から11まで、14及び19の各暗号資産が、請求人の保有するウォレットに送金され、本件各暗号資産約定引渡日に至るまでの間、請求人の支配下において管理保管されていた事実及び当該各暗号資産が本件各暗号資産約定引渡日において本件各ウォレットに格納された状態で本件前夫に引き渡された事実を示す証拠もない。
- c これらによれば、別表1の順号3、6、8から11まで、14及び19の各暗号資産が、本件各暗号資産約定引渡日において本件各ウォレットに格納された状態で請求人から本件前夫に引き渡されたとは認められない。

B 請求人の申述及び答述並びに本件前夫の答述等を踏まえた検討

(A) 上記Aの認定判断と異なり、請求人は、上記3(1)の「請求人」欄イのとおり、本件各暗号資産約定引渡日に本件各暗号資産を本件各ウォレットに格納した状態で本件前夫に引き渡した旨主張し、これに沿う申述及び答述として、上記(i)B及びCのとおり、引渡方法が本件前夫に本件各ウォレット、そのID及びパスワードを譲渡及び交付するものであり、売却価額10万円を現金で受領したという点も含めた申述及び答述をするとともに、本件各暗号資産取引契約書及び本件各暗号資産取引確認書を証拠として提出する。また、本件前夫は、上記(i)Dのとおり、当審判所に対して、本件各ウォレットに本件各暗号資産が格納されていることを自分の目で確認し、本件各暗号資産約定引渡日に請求人から本件各暗号資産19件（15種類）全てについて引渡しを受けた旨、請求人の主張に沿う答述をする。

そこで、請求人の申述及び答述、本件前夫の答述並びに本件各暗号資産取引契約書及び本件各暗号資産取引確認書から、本件各暗号資産取引があったといえるかを検討する。

(B) まず、請求人の申述時及び答述時における対応をみると、請求人は、令和4年10月6日以降、本件各暗号資産の移転について具体的に申述及び答述しているところ、その内容は、上記(A)及び上記(i)C(B)のとおり、本件各ウォレット、そのID及びパスワードを譲渡及び交付した上で、本件前

夫がスマートフォンに本件各ウォレットのアプリをダウンロードして同期し、請求人が本件各ウォレットの同期を切断するという比較的単純なものであり、複雑な内容ではなかった。

ところが、上記(i)Bのとおり、請求人は、再調査担当職員から最初に本件各暗号資産の所有権が移転したことの根拠となる事実を問われた令和4年9月22日、本件各暗号資産が本件前夫に移転したことについて具体的に説明できておらず、本件各暗号資産の移転に関する上記の内容を当初から一貫して説明できないという請求人の対応は、不自然、不合理なものであり、このような請求人の対応それ自体からしても、本件各暗号資産が実際に本件前夫に移転したことについて、疑問が生じるというべきである。

(C) 次に、本件前夫の上記(A)の答述についてみると、本件各暗号資産のうち別表1の順号15から18までの各暗号資産を、本件各暗号資産約定引渡日において本件前夫に引き渡すことができる状況になかった、又は、引き渡していないかったことは、上記A(B)及び(C)において認定判断したとおりであり、起こり得ない事実、又は、事実とは異なる内容を答述したものであるから、本件前夫の答述は直ちには採用し難い。

また、上記A(A)及び(D)において認定判断したとおり、別表1の順号15から18までの各暗号資産を除く本件各暗号資産については、本件各暗号資産約定引渡日において本件前夫に引き渡されたとは認められないことからすると、これらの各暗号資産が本件各ウォレットに格納された状態で本件前夫に引き渡されたことに関する本件前夫の答述も、直ちには採用し難い。

(D) これらによれば、請求人の申述及び答述並びに本件前夫の答述は、本件各暗号資産取引があったことについて疑問を生じさせるものであって採用し難いものであり、これらを前提に本件各暗号資産取引があったと判断することはできない。

そして、そのような採用し難い申述及び答述と一致する本件各暗号資産取引契約書及び本件各暗号資産取引確認書によつても、本件各暗号資産取引があったということはできない。すなわち、本件各暗号資産取引契約書によつて本件各暗号資産取引がされたということはできず、また、本件各暗号資産取引確認書も、本件各暗号資産取引の存在の根拠とはならない。

そうである以上、本件各暗号資産の売却価額の相当性に関する上記3(1)の「請求人」欄イの主張も採用できない。

C 小括

以上からすれば、本件各暗号資産取引契約書によって本件各暗号資産取引がされたということはできないところ、その他の証拠等から本件各暗号資産取引が認められるかについて検討すると、請求人及び原処分庁の提出資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によつても、本件各暗号資産取引があつたという可能性を裏付ける事情は認められず、むしろ、上記A及びBの検討結果からすれば、本件各暗号資産取引はなかったものと認められるから、請求人が本件前夫から10万円を受領したとしても、その理由が本件各暗号資産取引に基づくものであったとは認められず、請求人が主張する本件各暗号資産に係る損失が生じたとも認められない。

なお、上記3(1)の「原処分庁」欄及び「請求人」欄のとおり、本件各暗号資産取引に関して作成された本件各暗号資産取引契約書等の書面の提出時期には争いがあるものの、上記Bのとおり、本件各暗号資産取引契約書等の書面が本件各暗号資産取引の根拠とはならない以上、これらの書面の提出時期により、上記判断は左右されない。

ロ 本件商品等取引について

(イ) 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

A 本件商品等に関する事実

(A) [REDACTED] (平成30年6月1日に「[REDACTED]
[REDACTED]」から商号変更し、[REDACTED]に清算結了した。以下「本件事業者」という。) が主催した本件事業に関する説明会で提供された資料には、①「パッケージ」と称する商品（以下、単に「パッケージ」という。）を購入することによって、[REDACTED]に建設予定の「[REDACTED]
[REDACTED]」等の海外不動産の権利を割安で購入することができること、②「[REDACTED]
[REDACTED]」の権利を購入する際には売買契約書や賃貸契約書等を作成することが記載されている。

(B) 請求人は、別表2の本件商品等のうち順号3、7、8及び8-2の各パッケージ（合計31ポジション分）を取得（以下、請求人が取得した各パッケージを「本件各パッケージ」という。）しており、その実績が、本事業者の開設するホームページに登録されていた。

なお、パッケージの所有者は、本事業者が開設するホームページ上で所有者のID及びパスワードを入力することによって、保有状況を閲覧することができたところ、本件各パッケージの保有状況をパソコン画面に表示したものを作成した帳票（以下「本件帳票」という。）のうち、本件各パッケージに関して「[REDACTED]」と表示された帳票には、パソコン画面の日付が「2019/09/09」と表示されていた。

(C) 請求人は、別表2の本件商品等のうち順号1、2、6及び9の各商品の購入を名目とした支払をしたが、本事業者から、当該各商品を購入及び取得した事実を明らかにする書類等の交付を受けていなかった。

(D) 請求人が別表2の本件商品等のうち順号2及び9の「[REDACTED]」の権利を購入する際、売買契約書の作成はしていなかった。

(E) 別表2の本件商品等のうち順号4及び5は、請求人が、「[REDACTED]」に対して当該財団が管理する施設を使用するために支払った施設使用料であり、順号10は、請求人が「[REDACTED]」に対して支払ったアドバイス料である。

B 関係人の答述状況

(A) 請求人は、当審判所に対して、要旨次のとおり答述した。

a 本件帳票は、本事業者が本事業者から「[REDACTED]」に引き継がれた際、同社の担当者から指示を受けて、自らのパッケージの保有状況を証明する目的で作成したものである。

b パッケージを保有する者が、知人に本事業を紹介することにより得られるポイントは、一部現金化できるはずであったが、実際に本事業のネットワークシステムは機能しておらず、現金化することはできなかつた。

c 私は、パッケージを獲得すればホテルの権利を割安で購入でき、配当も受領できるとの説明を受けていたことから、パッケージを購入する名

目で金員を拠出したが、[REDACTED]の法律では不動産を購入することができないため、何に対する金員の拠出であるか判然としない。

d 本件商品等の引渡しは、本件紹介者に対し、本件事業者のホームページにログインして本件各パッケージを確認するためのID及びパスワードを引き渡すことによって行い、本件商品等取引に係る代金100万円は、現金で受領した。

(B) 本件紹介者は、当審判所に対し、要旨次のとおり答述した。

a 本件事業は、パッケージの購入によってホテルの1室を第三者に貸し付けるための空間所有権を安価に購入できるという仕組みであり、私も本件事業に加入していたが、契約等はいい加減なものであり、書類等は受領しておらず、本件事業は現在破綻しており、パッケージに関する権利も現在は存在しないが、仮にホテルが完成すれば、権利を主張できるかもしれない。

b 私は、本件事業を請求人に紹介したところ、収益を受けられなかった請求人から本件商品等の買取りを打診され、100万円で本件商品等を買い取ることとし、これを現金で支払った。

c 本件商品等約定引渡日に、請求人から本件各パッケージに係るID及びパスワードの引渡しを受けた。

C 請求人の申述状況

(A) 請求人は、本件再調査請求の審理手続において、再調査担当職員に対し、別表2の本件商品等のうち順号1の商品は株だと考えていたが、確認したところでは会員権のようなもの、順号2及び6の商品は各ホテルの1室を、順号7の商品はホテルの会員権をそれぞれ購入するもの、順号4及び5の商品は、私が東京都内でセミナーを開催した際の会場使用料のようなものである旨申述した。

(B) 請求人は、本件再調査請求の審理手続において、再調査担当職員に対し、令和4年9月22日の時点では、本件商品等取引において本件紹介者に交付した書類等の有無やその内容、本件商品等の所有権が本件紹介者に移転したことの根拠となる事実について沈黙して回答しなかったが、同年10月6日、再調査担当職員に対し、本件商品等の引渡しの事実を証明する書類は

存在せず、本件紹介者に交付した書類等もない旨申述した。

(d) 検討

A 本件商品等に係る個別の検討

(A) 別表2の順号1、2、6及び9の各商品について

別表2の順号1、2、6及び9の各商品については、上記(i)A(C)のとおり、請求人が当該各商品の購入を名目とした支払をしたことは認められる。

一方で、順号2及び9について、上記(i)A(A)、(C)及び(D)のとおり、本件事業に関する説明会資料には、「[REDACTED]」の権利を購入する際に売買契約書等を作成する旨記載されているのにもかかわらず、請求人が「[REDACTED]」の権利を購入した際には売買契約書が作成されていない。同様に、順号1及び6についても、上記(i)A(C)のとおり、請求人は、当該各商品を購入及び取得した事実を明らかにする書類等の交付を受けておらず、請求人が当該各商品を購入するための対価を支払ったことに対応する財産的価値の移転を受けたことを裏付ける証拠もない。

これらによれば、請求人が、本件事業者から別表2の順号1、2、6及び9の各商品を購入したとは認められず、請求人において所有していない当該各商品を本件商品等取引の目的物とすることはできないから、当該各商品が、本件商品等約定引渡日において請求人から本件紹介者に引き渡されたとは認められない。

(B) 別表2の順号3、7、8及び8-2の各商品について

a 別表2の順号3、7、8及び8-2の各商品は本件各パッケージであるところ、パッケージの所有者は、上記(i)A(B)のとおり、本件事業者が開設するホームページ上でその保有状況を閲覧することができた。そして、本件紹介者は、上記(i)B(B)cのとおり、請求人から本件各パッケージに係るID及びパスワードの引渡しを受けた旨答述し、これは、本件各パッケージを本件紹介者に引き渡したという上記(i)B(A)dにおける請求人の答述とも整合する。

b しかしながら、請求人の答述によっても、上記(i)B(A)bのとおり、パッケージを保有する者が、知人に本件事業を紹介することにより得られるポイントは現金化することができなかったというのであるから、

パッケージに実体があり、財産的価値があったと認めることは困難である。

c また、上記1(3)ハ及びニのとおり、本件商品等取引契約書及び本件商品等取引確認書の記載によれば、本件各パッケージは、本件商品等約定引渡日である平成30年12月5日に請求人から本件紹介者に引き渡され、上記(イ)B(A)dの請求人の答述を前提とすれば、本件各パッケージの引渡し方法は、そのID及びパスワードを本件紹介者に引き渡すというものであった。

ところが、上記(イ)A(B)のとおり、請求人は、本件商品等約定引渡日よりも後の令和元年9月9日に、自らが取得した本件各パッケージに関する本件帳票のうち、「[REDACTED]」と表示された帳票を出力しており、このことからすると、請求人は、本件事業者のホームページに自らが所有していたID及びパスワードを使用してログイン等をしたことになり、これは、本件各パッケージの所有者としての行動ということができる。

そして、上記(イ)B(A)aの請求人の答述を前提とすれば、本件帳票は、本件各パッケージの保有状況を証明する目的で出力されたものであるから、請求人としては、本件商品等約定引渡日後に本件各パッケージの保有状況を証明する必要性はなく、本件各パッケージの所有者として行動する必要もなかったということができる。

それにもかかわらず、請求人は、本件商品等約定引渡日より後の令和元年9月9日に本件帳票を出力しており、このような請求人の行動は、本件各パッケージを本件商品等約定引渡日である平成30年12月5日に本件紹介者に売却し、引き渡した者の行動としては説明できないものであり、むしろ、請求人が本件商品等約定引渡日後も本件各パッケージを保有していたことの根拠となるものである。

d これらによれば、本件各パッケージの実体に疑義があるだけでなく、これに実体があったとしても、請求人が本件商品等約定引渡日後も本件各パッケージを保有していた可能性がある以上、本件商品等取引に際して、本件各パッケージである別表2の順号3、7、8及び8-2の各商

品が、本件商品等約定引渡日において請求人から本件紹介者に引き渡されたとは認められない。

(C) 別表2の順号4、5及び10の各費用について

別表2の順号4、5及び10の各費用は、上記(i)A(E)のとおり、いずれも請求人が役務の提供を受けたことの対価として支払った費用であり、このことは、上記(i)C(A)の請求人の申述とも合致するものであるから、これらの各費用が売却の対象となることがそもそも不自然である上、財産的価値を有するとも認められないとからすると、本件商品等取引の対象として本件紹介者に引き渡されたということ自体、理解し難いものであって、当該各費用が、本件商品等約定引渡日において請求人から本件紹介者に引き渡されたとは認められない。

B 請求人の申述及び答述並びに本件紹介者の答述等を踏まえた検討

(A) 上記Aの認定判断と異なり、請求人は、上記3(1)の「請求人」欄口のとおり、本件商品等約定引渡日に本件商品等を本件紹介者に引き渡した旨主張し、これに沿う答述として、上記(i)B(A)dのとおり、引渡方法が本件紹介者に本件事業者のホームページにログインして本件各パッケージを確認するためのID及びパスワードを引き渡すものであり、売却価額100万円を現金で受領したという点も含めた答述をするとともに、本件商品等取引契約書及び本件商品等取引確認書を証拠として提出する。また、本件紹介者は、上記(i)B(B)のとおり、当審判所に対して、本件事業に関する書類等は受領しておらず、パッケージに関する権利も現存しない旨、及び、請求人から100万円で本件商品等を購入し、本件各パッケージに係るID及びパスワードの引渡しを受けた旨、請求人の主張に沿う答述をする。

そこで、請求人及び本件紹介者の各答述のほか、請求人の申述並びに本件商品等取引契約書及び本件商品等取引確認書から、本件商品等取引があつたといえるかを検討する。

(B) まず、請求人の申述時及び答述時における対応をみると、上記(i)C(B)のとおり、請求人は、再調査担当職員から最初に本件商品等の所有権が本件紹介者に移転したことの根拠となる事実を問われた令和4年9月22日に、本件商品等が本件紹介者に移転したことについて具体的に説明できていな

かった。その後、請求人は、令和4年10月6日に、本件商品等の引渡しの事実を証明する書類は存在せず、本件紹介者に交付した書類等もない旨申述し、同日の申述の後、当審判所に対し、上記(A)のとおり、本件各パッケージのID及びパスワードを引き渡した旨答述するに至っており、本件商品等の引渡し方法についての請求人の申述及び答述は、具体化する方向で変遷している。

しかしながら、本件商品等の引渡し方法についての請求人の具体化した申述及び答述の内容は、複雑な仕組みを説明するものではなく、比較的単純であり、記憶喚起等のために時間を要するような内容ともいえず、これを当初から一貫して説明できないという請求人の対応は、不自然、不合理なものである。

また、請求人の主張を前提とすれば、本件各パッケージの取得価額は合計36,120,000円であり、取得価額を基準にすれば、本件各パッケージは本件商品等の中核を成す商品であるから、そのような本件各パッケージの引渡し方法に関する答述は、本件商品等の引渡しの重要な部分に関するものであって、本件各パッケージの具体的な引渡し方法が後になって答述されたという経緯も、不自然、不合理なものである。

このような本件商品等の移転に関する申述及び答述の変遷、重要な部分に関する答述を後になってするに至ったという経緯などの請求人の対応には不自然、不合理な点が多く、これらからすると、本件商品等が実際に本件紹介者に移転したことについて、疑問が生じるというべきである。

- (C) さらに、本件紹介者の上記(A)の答述についてみると、上記A(B)において認定判断したとおり、本件商品等約定引渡日において本件各パッケージが本件紹介者に引き渡されたものとは認められないことからすると、本件各パッケージに係るID及びパスワードの引渡しを受けたことに関する本件紹介者の答述も、直ちには採用し難い。
- (D) これらによれば、請求人の申述及び答述並びに本件紹介者の答述は、本件商品等取引があったことについて疑問を生じさせるものであって採用し難いものであるから、本件商品等取引があったと判断することはできない。

そして、そのような採用し難い申述及び答述と一致する本件商品等取引

契約書及び本件商品等取引確認書によつても、本件商品等取引があつたといふことはできない。すなわち、本件商品等取引契約書によつて本件商品等取引がされたといふことはできず、本件商品等取引確認書も本件商品等取引の存在の根拠とはならない。そうである以上、本件商品等取引の売却価額の相当性に関する上記3(1)の「請求人」欄の主張も採用できない。

C 小括

以上からすれば、本件商品等取引契約書によつて本件商品等取引がされたといふことはできないところ、その他の証拠等から本件商品等取引が認められるかについて検討すると、請求人及び原処分庁の提出資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によつても、本件商品等取引があつたといふ可能性を裏付ける事情は認められず、むしろ、上記A及びBの検討結果からすれば、本件商品等取引はなかつたものと認められるから、請求人が本件紹介者から100万円を受領したとしても、その理由が本件商品等取引に基づくものであつたとは認められず、請求人が主張する本件商品等に係る損失が生じたとも認められない。

なお、上記3(1)の「原処分庁」欄及び「請求人」欄のとおり、本件商品等取引に関して作成された本件商品等取引契約書等の書面の提出時期には争いがあるものの、その提出時期により上記判断が左右されないことについては、上記イ(ロ)Cと同様である。

ハ 結論

上記イ及びロにおいて認定判断したとおり、本件各取引はなかつたものと認められるから、本件各取引から生じた所得の種類について検討するまでもなく、本件各取引が存在しないことを前提に、請求人の平成30年分の所得の金額を計算すべきである。

(2) 争点2（平成30年分の所得税等に係る確定申告書の提出が法定申告期限までになかつたことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否か。）について

イ 法令解釈

通則法第66条第1項に規定する無申告加算税は、無申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによつて、

当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、無申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

上記の趣旨に照らせば、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」があると認められる場合とは、確定申告書の提出が法定申告期限までになかったことについて真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいい、単に法令の規定又はその適用関係に関する不知又は誤解は、これに当たらないと解される。

□ 検討及び請求人の主張について

請求人は、上記3(2)の「請求人」欄のとおり、平成30年分の所得税等の法定申告期限が到来した時点で、雑所得の金額及び所得金額の合計額の計算上損失が生じ、所得税等の申告義務が生じない旨認識していたために法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったのであって、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」がある旨主張する。

しかしながら、上記(1)のとおり、本件各取引はなかったものと認められることからすれば、本件各取引から損失が生じたとは認められないことを前提に請求人の平成30年分の所得の金額を計算すべきであり、上記1(4)ハのとおり、本件所得の金額について当事者間に争いはないから、客観的には、請求人に平成30年分の所得税等の納税義務が生じ、所得税等の申告義務が生じていたということができる。

そして、請求人が、平成30年分の所得税等の法定申告期限が到来した時点で所得税等の申告義務が生じない旨認識していたとしても、そのような認識は、請求人の税法又はその適用に関する不知又は誤解によるものであって、そのような不知又は誤解が、客観的にみて、真に請求人の責めに帰することのできない事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、請求人に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に該当するということはできない。

したがって、平成30年分の所得税等に係る確定申告書の提出が法定申告期限までになかったことについて、請求人に通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められないから、請求人の主張には理由がない。

(3) 本件更正処分の適法性について

上記(1)のとおり、本件各取引はなかったものと認められ、本件各取引から損失が生じていないことを前提に請求人の平成30年分の総所得金額及び納付すべき所得税等の税額を計算すると、別表5の「審判所認定額」欄の「総所得金額」欄及び「所得税等の納付すべき税額」欄のとおりとなり、本件更正処分における各金額をいずれも上回ると認められる。

また、本件更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがつて、本件更正処分は適法である。

(4) 本件賦課決定処分の適法性について

上記(3)のとおり、本件更正処分は適法であり、また、上記(2)のとおり、本件において通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」がある旨の請求人の主張には理由がなく、他に同項ただし書に規定する「正当な理由」があるとも認められない。

そして、当審判所において、通則法第66条第1項及び第2項の規定に基づき算出した請求人の平成30年分の無申告加算税の額は、本件賦課決定処分の額と同額となる。

したがつて、本件賦課決定処分は適法である。

(5) 結論

よつて、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 本件各暗号資産及び本件各ウォレットの内訳（請求人主張）

順号	本件各暗号資産の内訳	取 得 日	本件各ウォレットの内訳	取 得 価 額
1		2017/11/15		240,000円
2		2017/3/20		1,200,000円
3		2017/11/15		240,000円
4		2017/7/27～9/24		1,464,000円
5		2017/12/15		120,000円
6		2018/2/		345,000円
7		2018/1/31		345,000円
8		2018/7/24		3,000,000円
9				
10				
11				
12		2018/10/14		3,000,000円
13		2018/5/8		300,000円
14		2018/5/27		305,244円
15		2018/2/22		914,235円
16		2018/3/7		720,000円
17		2018/4/19		370,260円
18		2018/4/9		183,450円
19		2018/7/13		6,000,000円
合 計				18,747,189円

(注) 本件各暗号資産の内訳記載順は、請求人主張の順によっている。

別表2 本件商品等の内訳（請求人主張）

順号	本件商品等の内訳	取得日 (支払日)	支払先	取 得 価 額
1		2018/4/23		1,200,000円
2		2018/2/21		6,840,000円
3		2018/2/21		2,400,000円
4		2018/7/25		1,080円
5		2018/7/25		5,930円
6		2018/5/23		4,800,000円
7		2018/4/9		24,000,000円
8		2018/3/12		1,200,000円
8 - 2		—		8,520,000円
9		2018/2/16		360,000円
10		2018/4/3		100,000円
合 計				49,427,010円

（注）順号及び本件商品等の内訳記載順は、請求人主張の順によっている。

別表3 審査請求に至る経緯

(単位：円)

区分 項目	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定
	令和3年1月22日	令和4年3月29日	令和4年6月27日	令和4年11月22日
総 所 得 金 額				
内 事業所得の金額				
訳 雑 所 得 の 金 額				棄却
所 得 税 等 の 納 付 す べ き 税 額			一部の取消し	
無 申 告 加 算 税 の 額				
重 加 算 税 の 額				
(注) 1				
2				

別表4 請求人の平成30年分の雑所得の金額

(単位：円)

区分 項目	確定申告	更正処分等	再調査認定額
	—	—	—
総 収 入 金 額	—		
必 要 経 費	—		
所 得 金 額	—		

別表5 審判所認定額

(単位：円)

項目	区分		更正処分	審判所認定額
	平成 30 年分	総所得金額		
内	事業所得の金額			
訳	雑所得の金額			
	所得税等の納付すべき税額			

(注)